

出席停止の手続きについて

学校保健安全法に定める感染症にかかったとき、本人を守るためと他人に感染させないために「出席停止」の取り扱いをします。「休むよう指示された期間」の途中に登校したり、自分の都合で期間を縮めたりすることのないように、医師からの指示を厳守してください。

<出席停止の対象となる感染症>

インフルエンザ・百日咳・麻疹・流行性耳下腺炎・風しん・水痘・咽頭結膜熱・新型コロナウイルス感染症・結核・髄膜炎菌性髄膜炎・コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症・腸チフス・パラチフス・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎)・その他の感染症

1. 上記の出席停止に該当する診断を受けたら学校へ連絡をしてください。

朱雀高校 TEL 075-841-0127 (平日 8:30~17:00)

2. 登校再開時に SHR 前に職員室へ行き、「感染症等に関する出席停止届」を受け取ってください。

3. 感染症によって「感染症等に関する出席停止届」以外に必要な書類および出席停止期間が異なります。以下を確認してください。

インフルエンザの場合

- 必要書類：医療機関を受診して「インフルエンザであったことが証明できる書類」
→処方薬の説明書、検査結果報告書等のコピー
- 出席停止期間：「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」

新型コロナウイルス感染症の場合

- 必要書類：その他の書類は不要
 - 出席停止期間：「発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで」
- ※その他、感染の疑いが強い状況で症状がある場合や、感染者が急増する等のリスクが高まっている場合は特別に出席停止を認めることがあります。状況に応じて学校が判断します。

その他の感染症の場合

- 必要書類：「その他の学校感染症(インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症以外) 治癒証明書」
【医療機関にて記入されたもの】
→書類の入手方法:①朱雀高校の HP からダウンロードをして印刷する。
②「高校入学の手引き」に入っている様式をコピーする。
③担任に郵送を依頼する。